

公益法人制度における不可欠特定財産について

不可欠特定財産

公益認定の基準の一つとして、公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産があるときは、その旨並びにその維持及び処分の制限について、必要な事項を定款で定めているものであること、と規定されているもの(公益認定法第5条第16号)

(不可欠特定財産の例) 美術品、文化的価値がある建造物

○目的

- ・ 設立者・寄附者の意思を尊重する観点から、公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の安易な処分を防止するためのもの
 - ↳ 法人が保有する財産の処分は、当該法人の自治に係るものであり、必要な手続を踏めば、不可欠特定財産から外すことは可能

○効果

- ・ 公益認定取消の場合、公益目的取得財産残額に相当する財産を、他の公益法人等に贈与する必要があるもの
- ・ 公益目的取得財産残額を計算する際に、公益認定前に取得した不可欠特定財産については除外する(=公益目的取得財産残額を小さくすることができる)ことになる(公益認定法第30条第2項)。

○認定審査時の現状

不可欠特定財産として記載されたものが、本当に不可欠特定財産に当たるかの確認が基本

定款における不可欠特定財産の定め（例）

第〇条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1及び別表第2の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとする時及び基本財産から除外しようとする時は、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

3 別表第2の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。

別表第2 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産（第〇条関係）

財産種別	場所・物量等
美術品	絵画●件、彫刻●件 合計●件 公益認定前取得

財産目録における表示(例)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(固定資産) 基本財産	美術品	絵画●件	公益目的保有財産かつ不可欠特定財産であり、公益目的事業である美術館運営事業に使用している 公益目的保有財産かつ不可欠特定財産であり、公益目的事業である美術館運営事業に使用している	●円
		彫刻●件		●円
	⋮	⋮	⋮	⋮
特定資産	美術品	絵画●件	公益目的保有財産であり美術館運営事業に使用している 公益目的保有財産であり美術館運営事業に使用している	●円
		彫刻●件		●円
	⋮	⋮	⋮	⋮
固定資産合計				●円